

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	行政部、市民病院、薬科大学
種 類	随時監査
監 査 日	令和 2 年 7 月 27 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担 当	市民病院事務局病院政策課(TEL251-1101)

指摘事項	措 置 状 況
(市民病院、薬科大学) 1 個人情報保護の徹底について 岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者が職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また同条例第2条第1項第2号は、個人情報について、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう」と規定しており、メールアドレスは、そのメールアドレスから特定の個人が識別され得る場合、同条例の個人情報に該当する。 加えて、同条例第7条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない旨規定している。そして、本市の行政情報セキュリティ対策基準は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先のメールアドレスが分からないようにしなければならないとしている。 しかしながら、令和2年6月、市民病院及び薬科大学の職員が、複数人に電子メールを一斉送信する際、当該複数人がメールアドレスを相互に見ることができる状態で送信した事案が生じた。 今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、必要な措置を速やかに講じられたい。	病院独自メールについて、すべての宛先を自動的にBCCに変換する機能を導入し、メールを送受信している全端末にその設定を実施した。